

議事録

会議名	令和7年度第1回久留米市子ども・子育て会議 育ちはぐくみ支援部会
日時	令和7年11月27日（木）19：00
場所	久留米市本庁舎3階 301会議室
出席者	上村委員、大西委員、金子委員、小松委員、佐藤委員、田中委員、中島委員、中村委員、藤田委員 9名
欠席者	重永委員、原田委員 2名
傍聴者	なし
次第	1. 開会 2. 議事 （1）第2期くるめ子どもの笑顔プランの総括について （2）久留米市子どもの貧困対策推進計画の総括について 3. その他 4. 閉会
	1 開会 ・久留米市子ども・子育て会議条例第9条第4項の規定に基づき、会議成立 ・委員変更の紹介
	2 議事 （1）第2期くるめ子どもの笑顔プランの総括について 〈資料1、2について事務局説明〉 〈質疑応答〉 委員 13ページのヤングケアラー支援について、令和4年度から相談窓口を開設しているが、相談実績を伺いたい。 事務局 相談件数は、令和7年3月末時点で12件である。当事者や家族からの相談よりも、スクールソーシャルワーカーや関係機関からの相談をきっかけに支援につながるケースが多い。 委員 ヤングケアラーは本人が自覚しにくいいため、周囲の人が気づき、相談につながるケースが多いという理解でよいのか。 事務局 当事者自身が気づきにくいことを踏まえ、周囲が気づき、相談につなげることを前提に窓口を設置している。実際に、教員がスクールソーシャルワーカーへ相談し、こども子育てサポートセンターにつながるケースが多い。学校や地域と連携し、早期発見・早期支援に努めている。 委員 11ページのスクールソーシャルワーカー活用事業では、小学校を拠点に中学校

	区を巡回するとあるが、中学校を拠点としているわけではないのか。
事務局	スクールソーシャルワーカーの担当区域は中学校区単位であるが、実際の配置場所は小学校となっているため、そのような表記としている。
委員	スクールソーシャルワーカーは、日頃は拠点となる小学校に配置されているという理解でよいのか。
事務局	牟田山中学校区及び良山中中学校区の2校区に配置し、小学校を拠点として管轄区域を巡回（拠点巡回型）しながら支援を行っている。
委員	9ページの子育て支援啓発事業では、令和4年度から公式 Facebook で情報発信を行っているというが、情報発信はホームページと Facebook のみか。Instagram は活用していないのか。
事務局	子育て情報は市ホームページと Facebook で発信している。情報更新の効率化を図るため、子育て専用ホームページを廃止し、市ホームページと Facebook による発信へ移行した。Instagram について要望はあるが、現在は実施していない。
委員	11 ページの養育費確保支援事業について、事業開始以降の利用状況を伺いたい。
事務局	令和3年度から公正証書等作成支援事業補助金及び養育費保証支援事業費補助金を実施している。令和3年度は公正証書等作成支援12件、保証支援1件、令和6年度は公正証書等作成支援33件、保証支援0件であった。保証支援は利用件数が少ない一方、公正証書等作成支援は年々増加している。
委員	9ページの成果指標について、ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと思う人の割合が令和5年度から大きく改善しているが、これは施策の成果によるものか、それとも調査手法の変更による影響か。
事務局	令和4年度と令和5年度で調査手法及び設問を変更しているため、単純比較はできない。ただし、令和5年度から令和6年度、さらに令和7年度も改善傾向が続いている。働き方改革の浸透など社会的な変化も要因の一つと考えており、例えば病児保育の利用者数が減少し、子どもの病気の際に休暇を取得しやすくなったとの声も聞いている。
委員	設問は「ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと思う人の割合」から、「自身や周囲の人はワーク・ライフ・バランスがとれているか」に変更されてい

	る。「環境整備が進んだか」と「自身が実感しているか」では意味合いが異なるため、成果指標に合わせた設問とすべきではないか。
事務局	設問は、自身だけでなく周囲の状況も含めてワーク・ライフ・バランスが実現できているかを通じて、社会全体の環境整備を評価する趣旨で設定したものである。ご指摘の点も踏まえ、今後の調査や計画の参考としたい。
	(2) 久留米市子どもの貧困対策推進計画の総括について 〈資料1、3について事務局説明〉
	〈質疑応答〉
委員	様々な支援事業があるが、実際に相談窓口へ行っても適切な案内を受けられないことがあるように感じる。課ごとの縦割りで横断的な案内が十分でない場合、市民はどのように支援制度を活用すればよいのか。
事務局	支援制度が十分に市民へ周知されていないことは課題と認識しており、こども計画の策定においても多くの意見をいただいた。制度が多岐にわたり内容も複雑なため、職員の説明力も重要である。支援が必要な人へ適切に情報を届ける仕組みについて、引き続き検討していきたい。
委員	市ホームページや Facebook では、支援制度を分かりやすく周知できているのか。
事務局	ホームページ等で情報発信しているが、十分に浸透はしていないと認識している。
委員	10 ページの子どもの権利等啓発事業について、令和4・5年度に対象校を拡大したとあるが、最終的には全校実施を目指しているのか。
事務局	子どもの権利等啓発事業については、小学校4年生を対象に全校で実施している。さらに、未就学児の段階から意見表明や SOS の出し方を学ぶことが重要と考え、公立保育所3園で試行的に実施している。今後は私立保育園の教育方針にも配慮しながら、可能な範囲で拡大していきたい。
委員	22 ページの教育の支援について、子どもの体験活動の機会づくりが進まなかったとあるが、これまでどのような取組を行い、今後どのような体験活動を進める予定か。また、大人になって自分の子どもへ伝えられるような体験活動も充実させてほしい。

事務局	子どもの学習・生活支援事業や青少年学校外活動支援事業、スポーツ団体や地域による各種教室を実施してきた。計画期間中は新型コロナウイルス感染症の影響により新たな取組は進められなかったが、令和5年度から徐々に再開している。今後は、こども計画に基づき、文化・芸術体験など新たな体験活動の充実にも取り組んでいきたい。
委員	16 ページの生活困難度調査では、生活困難層の割合が減少したとあるが、この数値だけで状況が改善したとは言えないのではないか。また、22 ページにある「孤立している子育て世帯の地域における居場所づくり」について、具体的な取組を伺いたい。
事務局	調査では生活困難層の割合は減少しているが、貧困の課題が解消したとは考えていない。コロナ禍を経て孤立や格差の拡大・固定化が進んでいる可能性もあると認識している。 居場所づくりについては、貧困対策に限らず、子ども・若者・子育て世帯それぞれを対象に取り組むこととしており、こども食堂や若者の居場所づくりなどを進めていきたい。
委員	16 ページの生活困難度を測る 3 つの指標は、市独自のもののか。
事務局	市独自の指標である。国は低所得を中心に貧困を把握しているが、市では家計のひっ迫状況や子どもの体験機会も含めて指標を設定している。平成 29 年度と比較できるよう、令和 6 年度も同じ指標・調査対象で実施した。
委員	14 ページの子ども支援ガイドブックは民生委員・児童委員へ配布したとのことだが、その後どのように活用され、支援につながっているのか。
事務局	ガイドブックは市ホームページでも公開しており、支援者向けに必要なに応じて配布している。制度の概要や担当課、連絡先をまとめたものであり、支援の際の参考資料として活用していただいている。利用実績までは把握していないが、配布希望や問い合わせは多く、支援制度を必要な人へ届けるための取組の一つとして実施している。
	3 その他 特になし
	4 閉会